

IASB から 10 月 13 日に公表された基準の仮訳

## 金融資産の再分類

### (IAS39「金融商品：認識と測定」及びIFRS 7「金融商品：開示」の修正)

#### IAS39の修正

“はじめに”において、表題とパラグラフ IN8A が追加される。

#### はじめに

##### 再分類

IN8A 2008年10月に発行された基準の修正は、企業が非デリバティブ金融資産（当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定したもの以外）を、特定の状況において、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することを認める。また、この修正は、企業が金融資産を予見可能な将来にわたり保有する意思及び能力がある場合、（金融資産が売却可能に指定されていなかったならば）貸付金及び債権の定義を満たしたであろう金融資産を、企業が売却可能分類から貸付金及び債権分類へ移すことを認めている。

パラグラフ 50 を修正し（新しい文章は下線が引かれ、削除された文章は取り消し線が引かれている）、パラグラフ 50B-50F 及び 103G を追加する。

#### 測定

##### 再分類

50 企業は、

- (a) デリバティブ金融商品を保有又は発行している時に、それを純利益を通じて公正価値で測定する分類からもしくは分類へ再分類する事はできない。
- (b) 当初認識時に、企業が純利益を通じて公正価値で測定すると指定した金融商品を、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することはできない。また、
- (c) 金融資産がもはや近い将来に売却又は買戻しを行うという目的で保有されていないければ（たとえ金融資産が主に近い将来の売却ないしは買戻す目的で取得又は発生していたとしても）、パラグラフ50B又は50Dの要件を満たす場合、金融資産を、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することができる。  
企業は当初認識後に、金融商品を純利益を通じて公正価値で測定する分類へ再分類することはできない。

50B パラグラフ50(C)が適用される金融資産（パラグラフ50Dで述べられているタイプの金融資産は除く）は、稀な状況においてのみ、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類することが出来る。

50C 企業が、パラグラフ50Bに従い金融資産を純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、金融資産は再分類の日の公正価値で再分類される。純利益ですでに認識された利得と損失の振り戻しはなされない。再分類日の金融資産の公正

- 価値が、適宜、新たな原価又は償却原価となる。
- 50D パラグラフ50(C)が適用される金融資産で、（当初認識時に金融資産をトレーディング目的に分類することが要求されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類する事ができる。
- 50E 売却可能に分類された金融資産で、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義に該当したであろう金融資産は、企業が予見可能な将来又は満期まで金融資産を保有する意思及び能力を有している場合、売却可能分類から貸付金及び債権分類に再分類する事ができる。
- 50F 企業が金融資産を、パラグラフ50Dに従い純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、又はパラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類した場合、企業は再分類日の公正価値で再分類を行う。パラグラフ50Dに従い再分類された金融資産について、純利益ですでに認識された利得又は損失の振り戻しはなされない。再分類日の金融資産の公正価値が、適宜、新たな原価又は償却原価となる。パラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類された金融資産について、パラグラフ55(B)に従いその他包括利益で以前に認識されていた利得又は損失については、パラグラフ54に従って処理する。

#### 適用日及び移行

- 103G 2008年10月発行の金融資産の再分類（IAS39及びIFRS7の修正）は、パラグラフ50及びAG8を修正し、パラグラフ50Bから50Fを追加した。企業は2008年7月1日から修正を適用する。企業は2008年7月1日以前に、パラグラフ50B、50D又は50Eに従った金融資産の再分類を行わない。2008年11月1日又はそれ以降に開始する期間に行われた金融資産の再分類は、再分類が行われた日からのみ有効になる。パラグラフ50B、50D又は50Eに従った金融資産の再分類は、本パラグラフで設定された適用日以前に終了する報告期間に遡及適用は行わない。

付録 A 適用ガイダンスにおいて、パラグラフ AG8 が修正される（新しい文章は下線が引かれている）。

#### 実効利子率

- AG8 企業が支払又は受取の見積りを修正する場合、実際の及び修正された見積りキャッシュフローを反映するように、企業は、金融資産もしくは金融負債（又は金融商品のグループ）の簿価を調整しなければならない。企業は、金融商品の当初の実効利子率で将来の見積りキャッシュフローの現在価値を算定することにより、簿価を再計算する。調整は、純利益の収益又は費用として認識される。金融資産がパラ

グラフ50B、50D又は50Eに従って再分類され、その後に、その現金受取額の回収可能性が増えたため企業が将来の現金受取額の見積もりを増加させる場合、その増加の影響は、見積もりの変更時に資産の簿価を調整するのではなく、見積もりの変更時から実効利子率の調整として認識される。

#### IFRS7の修正

パラグラフ12が修正され（新しい文章は下線が引かれ、削除された文章は取り消し線がひかれている）、パラグラフ12A及び44Eが追加される。

#### 財政状態および経営成績への金融商品の重要性

##### 財政状態計算書

##### 再分類

- 12 企業が以下のとおり測定されている金融資産をIAS39パラグラフ51-54に従い再分類する場合、
- (a) 公正価値ではなく、原価又は償却原価 もしくは
  - (b) 原価又は償却原価ではなく、公正価値
- それぞれの分類へ、又はそれぞれの分類から再分類された金額および再分類の理由を開示する。~~（IAS39パラグラフ51-54を参照）~~
- 12A 企業が金融資産を、IAS39パラグラフ50Bもしくは50Dに従い純利益を通じて公正価値で測定する分類から再分類した場合、又はIAS39パラグラフ50Eに従い売却可能分類から再分類した場合、企業は以下の開示を行う。
- (a) それぞれの区分に、又はそれぞれの区分から、再分類された金額
  - (b) 認識の中止までのそれぞれの報告期間における、当期以前の報告期間に再分類された全ての金融資産の簿価と公正価値
  - (c) 金融資産がパラグラフ50Bに従って再分類された場合、稀な状況、及びその状況が稀であることを示す事実と状況
  - (d) 金融商品が再分類された報告期間において、当期以前の報告期間に純利益又はその他包括利益で認識された金融資産にかかる公正価値評価損益
  - (e) 再分類以降（金融商品が再分類された報告期間も含む）、金融資産の認識中止までの各報告期間について、金融資産が再分類されなかったならば純利益またはその他包括利益で認識されていたはずの評価損益、及び、純損益で認識されていた利得、損失、収益及び費用
  - (f) 金融資産の再分類日における実効利子率と企業が回復を期待しているキャッシュフローの見積り額

##### 適用日及び移行

- 44E 2008年10月に発行された金融資産の再分類（IAS39及びIFRS7の修正）はパラグラフ

12を修正し、パラグラフ12Aを追加した。企業は、2008年7月1日からこれらの修正を適用する。

### IAS39「金融商品：認識と測定」の結論の背景の修正

結論の背景において、パラグラフ BC11E 及び BC104A から BC104E を加える。

#### 背景

BC11E 2008年10月、ボードは、IAS39に定める再分類の要件と米国会計基準（SFAS115及びSFAS65）に定める同要件との違いに取り組むよう要請を受けた。それに応じて、ボードは、2008年10月にIAS39及びIFRS7の修正（金融資産の再分類）を発行した。IAS39の修正により、トレーディング目的で保有する非デリバティブ金融資産及び売却可能金融資産に分類された金融資産が、特定の状況において、再分類されることが許容されることとなった。この修正の根拠は、パラグラフ BC104A から BC104E に記載のとおりである。

#### 測定

##### 金融商品の再分類（パラグラフ 50-54）

BC104A パラグラフ BC11E に記載されているとおり、2008年10月、ボードは、IAS39に定める再分類の要件と米国会計基準に定める同要件との違いに取り組むよう要請を受けた。SFAS115では、有価証券が稀な状況において、トレーディング分類からの再分類が許容されている。SFAS65では、企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合には、当該貸付金を売却目的保有分類から再分類することが許容されている。一方、IAS39では、トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。ボードは、IFRSを適用する企業に対しても、SFAS115及びSFAS65で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請された。

BC104B ボードは、たとえ限定的な状況であったとしても、そのような再分類を許容すれば、企業が再分類された資産に関する将来の公正価値評価損益を回避して報告損益をやりくりすることを許容することになるかもしれないことを認識している。

BC104C ボードは、また、米国会計基準の実務においては、SFAS115に定めるトレーディング分類からの再分類は極めて稀であるとの情報を得ている。しかしながら、ボードは、米国会計基準では有価証券や貸付金の再分類が可能であり、一方でIFRSを適用する企業に対してはそのような再分類の可能性がないことを認識している。

BC104D したがって、ボードは、SFAS115及びSFAS65で許容されているのと同様の状況下

において、非デリバティブ金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類することを許容することを決定した。ボードは、また、稀な状況とは、通常ではなく、かつ、近い将来再発することが全くありそうにない単独の事象から生じるものであると認識している。さらに、ボードは、もし企業が貸付金及び債権を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思と能力を有する場合には、（もし売却可能に指定されなかったならば）貸付金及び債権の定義を満たしたであろう金融資産については、売却可能分類から貸付金及び債権へ振替することを許容すべきであると決定した。ボードは、これにより貸付金と債権の再分類に関する会計処理を米国会計基準で許容されている会計処理と実質的に整合させることを決定した。

BC104E ボードは、通常、各利害関係者からのコメントを募集するために、いかなる会計基準の修正案も公開草案として公表している。しかしながら、市場の状況に照らして、この論点に緊急に対処するよう要請されていることから、IASC 財団のトラスティーとの協議を経て、ボードはこの修正を直接公表することを決定した。この例外的な手続きを取るにあたって、ボードは、IAS39 の修正により現行基準の要件が緩和され、いくつかの企業に短期的な安心感を与えたと認識している。ボードは、また、この修正は当該要請に対する短期的な回答であると認識しているため、当該修正の範囲を限定することを決定した。

## 反対意見

## 金融資産の再分類に関する IAS39 及び IFRS7 の修正に関する 2008 年 10 月の論点に対する James J Leisenring 及び John T Smith の反対

- D01 Leisenring 氏及び Smith 氏は、金融資産の再分類に関する IAS39 及び IFRS7 の修正に対して反対した。IAS39 の修正は米国会計基準と平等な競争条件（level playing field）にするためと主張されている。そして、それは、他の分類から貸付金及び債権の満期保有分類に金融商品を再分類することで達成される。しかしながら、いったん再分類された後の減損の測定及び測定のタイミングが全く違っており、これらの金融商品の会計処理に関する平等な競争条件は達成されない。Leisenring 氏と Smith 氏は、ボードにおいて検討された代替案、すなわち減損の要件に関して米国会計基準と IFRS の足並みを揃える代替案であれば支持したであろう。
- D02 パラグラフ BC11E に記載されているとおり、2008 年 10 月、ボードは、IAS39 と米国会計基準との間の再分類に関する要件の違いに取り組むよう要請を受けた。SFAS115 では、有価証券が稀な状況においてトレーディング分類からの再分類が許容されている。SFAS65 では、企業が貸付金を予見可能な将来又は満期まで保有し続ける意思を有する場合には、当該貸付金を売却目的保有分類から再分類することが許容されている。一方、IAS39 では、トレーディング目的保有に分類された金融資産の再分類を認める定めはない。ボードは、IFRS を適用する企業に対しても、SFAS115 及び SFAS65 で許容されているのと同様に、金融資産をトレーディング目的保有分類から再分類ができるよう検討することを要請された。
- D03 Leisenring 氏と Smith 氏の両氏は、再分類に関する IFRS の現在の要件は米国会計基準よりも優れており、米国会計基準における減損会計は IAS39 の要求よりも優れていると考えている。
- D04 さらに、Leisenring 氏と Smith 氏の両氏は、基準書の改定はデュープロセスなしに行われるべきではないと考えている。

IFRS7（金融商品：開示）の結論の背景への修正

結論の背景では、パラグラフ BC23 の前の見出しが修正され（新しい文章は下線が引かれている）、さらに、パラグラフ BC23A が加えられた。

財政状態及び業績における金融商品の重要性に関する開示

貸借対照表の開示（パラグラフ 8-19 及び B4）

再分類（パラグラフ 12 及び 12A）

BC23A 2008年10月、ボードは、ある状況下において特定の金融資産を再分類することを認める IAS39 の修正を行った。ボードは、そのような再分類が行われる状況及び財務諸表への影響を追加で開示するよう要請することを決定した。ボードは、金融資産の再分類が財務諸表に重要な影響を及ぼし得ることから、そのような情報は有用であると考えている。